

大正六年四月

北鄉村郷土誌

北郷第三尋常小學校

北郷村郷土誌

第一編 自然界 第一章 地界

第一節 位置

我ガ北郷村ハ栃木縣足利郡ノ北部ニ位シ西ハ山脈ヲ隔テ三和村ニ西南ハ三重村ニ南ハ足利町ニ接シ東南ノ一角ハ毛野村ニ連リ東ハ山脈ヲ以テ阿蘇郡赤見村新合村ノ二村ヲ限リ北ハ同郡飛駒村ニ接ス村内ヲ分チテ八大字トナス即チ菅田利保江川月谷田島名草樺崎大月是ナリ

第二節 地勢

地勢東西北ノ三面ハ山岳圍繞シ南方ノ一面田野ヲ以テ開ク而シテ數派ノ山脈北ヨリ南ニ向ツテ走リ恰モ楓葉状ヲナセリ其ノ脈間ニ當ル所即チ部落ニシテ民家田圃ノ存在スル所ナリ村内ヲ走ル山脈中主ナル山岳ヲ舉グレバ左ノ如シ

辨天山	五百二十五米	大字名草
行道山	四百四十二米	大字月谷
秋葉山	四百三十一米	大字名草
山王山	三百七十米	大字樺崎
石尊山	二百五十米	大字田島

第三節 廣表 (※)

本校ハ東西廣キ所ハ一里半許ニシテ狭キ所ハ數町ニ過ギザレドモ南北ハ大約三里（「二里」に訂正）餘ニ亘リ縣下屈指ノ大村トナス幅員二、三五方里（「一里十八丁」に訂正）アリ

「大正十二年大字名草ハ独立分村ス」

と欄外に注あり。

※ こうぼう

第四節 地目段別及民有官有ノ別

地目	民有地	地價	官有地	計
田	五二九丁九八畝二二歩	二一八、四七一円九六〇		
畑	一九六丁二九セ一三歩	二五、〇七五円六五〇		
宅地	一一五丁四三セ〇二歩	八八、七一一円〇五〇		
山林 其ノ他	二三七五丁〇六セ〇一歩	一九、九五九円二七〇		
計	三二二六丁七五セ一八歩			

第二章 水界

第一節 河川

月谷川 月谷川ハ大字月谷青沼入及菅澤ヨリ發シ同字石田ニ至リ相合シ村ノ西部ヲ流レテ足利町大字助戸ニ至リテ田島川ヲ合セ更ニ毛野村（山川）ニ至ツテ名草川ニ注グ田島川

田島川ハ大字田島大入谷ニ發シ同大字ノ中央ヲ貫流シ大字江川ノ東部ヲ經テ足利町大字助戸ニ至リテ月谷川ニ合ス

名草川

名草川ハ村内第一ノ大川ニシテ源ヲ大字名草辨天山ニ發シ本村ノ中央ヲ貫流シ毛野村ニ至リ月谷川樺崎川等ノ諸川ヲ合セ袋川トナリテ渡良瀬川ニ注グ

樺崎川

樺崎川ハ大字山王入ヨリ發シ南流シテ馬坂ヨリ發セル溪流ヲ合セ大字大月ニ至リ長瀬トナリ毛野村ニ至リテ名草川ニ合ス

第二節 池沼

本村ニハ池沼ト称スベキモノナシ只旱魃ノ際用水に充テンガ為ニ所々ニ溜池ノ穿チタルモノアルノミ。其ノ中大字田島宮ノ入ナル野山ノ溜ヲ始トシ数拾四個所アリ即チ左ノ如シ

田島宮ノ入

一個所

全 小松澤

一個所

月谷岩鼻

一個所

全 五十部澤

一個所

全 角欠

一個所

全 青沼

一個所

全 福和田

一個所

全 下宮

一個所

樺崎八幡池

一個所

全 堤谷

一個所

全 渡戸

一個所

全 諏訪入

一個所

全馬坂 一個所
 名草上丸木 一個所（抹消されている）

第三節 水利

本村ニ於テ田圃ノ灌漑ニ供スル水ハ村内ヲ貫流スル四川ニ依ルト虫（※）南部地方ハ其ノ供給ニ不足スルヲ以テ更ニ足利町ヨリ來ル蓮臺寺堀ニ依リテ江川及利保ノ用水ニ供ス而レドモ一朝旱魃ニ際シテハ諸川涸渴シ殆ンド灌漑ノ用ヲナサミルヲ以テ各部落ニアル溜池ノ水ヲ引キテ僅カニ之ヲ補ヘリサレバ村民ハ將來ヨリ其ノ水源ヲ涵養シ以テ河川涸渴ヲ防グコトハ本村農業上尤モ緊要ナルコトニ属ス

第三章 氣界

第一節 氣節

本村ノ氣候ハ概シテ寒暑共ニ甚ダシキニアラザレドモ冬期ハ行道下シト称スル朔風吹キ荒ミテ一層ノ寒氣ヲ強カラシム明治四十三年中ニ於ケル氣温ヲ示セバ左ノ如シ

三月	二月	一月	最高	最低	平均
一〇・七	八・六	七・九	〇・三	四・八	八・七
十二月	十一月	十月	最高	最底（低？）	平均
一〇・三	一五・二	二〇・八	四・六	一三・四	一八・九
八・五					

※雖の略字？
 （いえども）

明治四十三年度ノ雨量表

第二節 雨量

二月	一月	月 種別
三	二	降雨日数
八・〇	三・〇	降雨量
八月	七月	月 種別
一三	七	降雨日数
一八三・〇	一一七・〇	降雨量

九月	八月	七月	六月	五月	四月
二三・一	二九・九	二五・九	二五・〇	二〇・九	一七・〇
一四・八	一九・一	一三・四	三・九	三・六	一・五
二一・九	二七・五	二三・一	二二・四	一九・六	一六・〇
備考 温度ハ摂氏ヲ以テ示シタルモノナリ 最高温度ハ其ノ月ニ於ケル平均数ナリ					平均
					一八・〇
					八・六
					一五・八

三月	四月	五月	六月
五	一	九	一一
三六・〇	四八・〇	八三・〇	一一八・〇
九月	十月	十一月	十二月
一四	四	一	三
一六八・〇	七一・〇	十二・〇	三七・〇

合計

備考

降水量ハ耗ニテ示ス

一坪面ニ於ケル一耗ノ量ハ一升八合三勺余ナリ

七三

八八四・〇

第四章 動物界

本村ニ於ケル動物ノ主ナルモノヲ舉グレバ左ノ如シ

一 脊索動物

甲	哺乳類	馬	犬	兎	狐	豚	鼠	貂	土龍	栗鼠	貉	鼯鼠	等
乙	鳥類	鶏 あひる	鴛 あひる	雉 き	鸛 やまどり	雉 しき	鶺鴒 うがら	鳥	木兔 みみずく	鶉 やまがら	鶯 こがら	雀 しじゅう	雲雀
丙	魚類	鮭 どじょう	三光鳥	鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
丁	両棲類	蛙	蝾螈 いもり	河鹿	赤蛙	蟄	雨蛙	等					
		めだか等											
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻 うなぎ	鰻 うなぎ	水鶏 みづな	あとり	等	ぎぎやう (※)		
			鰻	鮎	鯉	鰻							

※ 翡翠^{かわせみ}?

※ ギバチ

なまずの仲間

戊 爬虫類 蛇類 亀 蜥蜴 等

二 節足動物

甲 昆虫類

蟻蜂（膜翅類）蜻蛉類 くさかげろう うすばかげろう 等

（脉翅類）けむし いもむし 尺蠖（※）蛾類

蝶類（鱗翅類）蠅 蚊 蚋 蠱（※）

きりうじか、んぼ（※）等（双翅類）

蟬類 よこばい しらみ等（有吻類）てんとうむし

げんごろう虫 水すまし かぶと虫 こがね虫 こめつき虫

螢 桑天牛 がむし たまむし はんみやう かめ虫

豆はんみやう みちをしえ等鞘翅類

蚜虫 蟪蛄 はたおり きりぎりす ばった

いなご等（直翅類）

しみ はねむし（弾尾類）

むかで げじげじ やすで等

くも だに類

えび かに わらじ虫 とびむし ふな虫 みぢんこ等

乙 多足類
丙 蜘蛛類
丁 甲殻類

三 軟体動物

蛸 からす貝 にな 蝸牛 なめくじ

四 蠕形動物

甲 環虫類 蚯蚓 ひる等
乙 円虫類 はりがね虫 蛔虫 十二指腸虫等
丙 扁虫類 かうかいびる □虫（※）等

※ 條虫？

※ シャクトリムシ
※ 蚤？
※ ガガンボ？

第五章 植物界

本村ニ於ケル植物ノ主ナルモノヲ舉グレバ左ノ如シ

一 栽培植物

甲 穀菜類

稲 大麦 小麦 大豆 小豆 蕎麥 蜀黍 胡麻 鵲豆
菜豆(※) 豌豆 蚕豆 栗 黍 大根 人参 牛蒡

※ インゲンマメ
※ キヤベツ

菜類 茄子 胡瓜 かぼちや へちま 紫蘇 甘藍(※)

乙 果樹類

葱 甘藷 芋 馬鈴薯 生姜 蓮
梅 桃 柿 李 杏 梨 苹果(※) 枇杷 柘榴 葡萄
柚子 栗 蜜柑 棗 無花果

※ リンゴ

二 觀賞植物

甲 木本類

櫻 百日紅 椿 山茶花 木蘭(※一) 柳 梧桐(※二)
檜 松 榎 躑躅 黄楊 楓 山梔子 蘇鉄 磯馴松
伽羅木 海棠 薔薇 棕櫚 南天 うつぎ まんりやう
うめもどき れんぎやう 山吹 牡丹 薺柑子 鵜木
櫻(※) 木犀 えにしだ 黄梅 樟

※一 モクレン
※二 アオギリ

※ ナツメの仲間？

乙 草本類

菊 水仙 花菖蒲 杜若 一八 芍薬 万年青 秋海棠
朝顔 鶏頭草 鳳仙花 芙蓉 葵 撫子 紫苑 虞美人草
金盞花 石竹 福壽草 桔梗 環草(※) 百日草 三色堇
忍草 石菖 鋸草 等

※ 不明

三 野外喬木類

サナダムシ

甲 落葉樹 櫟^{くぬぎ} 榛^{はしばみ} 漆樹 楓 檜 檜^{おうち} 櫟 栗 榆 合歡木 柳

乙 常緑樹 松 杉 桧 花柏 榧 樅 椎等 厚朴樹(※) からたち等

四 野外灌木類

甲 落葉樹 萩 うつぎ 山椒 錦木 えぼた くさぎ うしころし

乙 常緑樹 薊^{やぶ}柑^{こうじ}子 榲^し 茶 櫻 五月花 やつで 檜^{しきみ}

五 水草類

くろも うき草 ふさも さんせうも えびも はす ひし さしばも
きんぎよも 等

六 水邊植物

かやつり草 いぬのひげ がま せり かはほね くわゐ
おもだか まくこのしりぬぐひ たがらし 等

七 山野路傍ノ雜草

かたくり やまいも ゆり あざみ りんどう うつぼぐさ かんそう
じゃのひげ やぶらん すいば からすびしやく きつねのぼたん くず
ふき をみなへし ほたるぶくろ はこべ なづな すみれ さぎごけ
みゝなぐさ たで かきどうし なら うまのあしがた たんぽゝ
ぢしばり へびいちご やへむぐら はゝこくさ どくだみ つゆくさ
かたばみ おほぼこ とらのを よもぎ よめな おけら ひがんばん
いぬころぐさ すべめのてつぼう

八 隱花植物

※
ホオノキ

松茸 初茸 椎茸 松露 しめじ くろかは てんぐたけ
わらびしだ類 しのぶ まんねんすぎ ひかげのかづら
たうげしば すきごけ ぜにごけ みづごけ うめのきごけ とくさ
すぎな ぜんまい うらじろ いはひば 等

第二編 人文界

第一章 教化 第一節 神社

稲荷神社

大字菅田小松ガ岡北端ニ在リ、祭神ハ稲倉魂命正一位出世稲荷ト号ス、正治元年足利義兼ノ建立ニカ、ル天正年間長尾顯長此地ヲ領セシトキ物見番所ヲ此ニ置キシトノ説アリ

日光神社

大字名草平田谷戸ニ在リ、祭神ハ大己貴命、田許理姫命、事代主命ノ三柱ニシテ文禄四年十二月二荒神社ヲ遷祀ス、元禄五年三月本社再建、明治二十八年二月本社ヲ改築ス、四十三年拝殿改造ノ際棟木ニ勸請ノ文ヲ記セシ札アリ其ノ文左ノ如シ

右者下野國惣鎮守ナレバ日光大權現於當所守護神仁勸請之志有者数多依之某日光瀧尾江参籙シゴ神體於遷奉勸請日光三社大權現郷鎮守奉崇正遷宮儀式勤者也伏願一天泰平四海静謐社頭繁榮風雨順時五穀成就信心惣者郷中無事人民繁昌現世安穩子孫永樂後生善処益如意如件

文禄四乙年十二月吉祥□(※)

願主人数 惣百姓中

※限?
みぎり

祈願法主別當

日光山

湖寶院正意法印謹書

星宮神社

大字田島宮乃前ニ在リ、祭神ハ磐裂神根裂神、元虚空蔵菩薩と号せり、昔者兩部ノ際虚空蔵ノ像ヲ安置ス、明治ノ始メ神佛分離シ像ヲ同所来光寺ニ遷ス、上田島ノ住民今ニ鰻魚ヲ食セザル者多キハ虚空蔵ヲ産土神ト為シタル事アルガタメナリ

示現神社

大字月谷辻ニアリ、祭神ハ大己貴命、健御名方命、事代主命ナリ、元慶四年ニ齋祀シ月谷大明神ト号セシガ後、文明五年又ハ天正年中ニ至リテ示現神社ト改号セシト傳フ

示現神社

大字樺崎本郷ニ在リ、祭神ハ大己貴命、豊城入彦命、事代主命ナリ、寶物ニハ金幣神鏡アリ、本郷ハ往古大野郷ト云ヒシ由、創祀ノ年月詳ナラザルモ鎮座ハ遙ニ古シト傳フ、元文元年九月領主堀桑五郎扁額ヲ納ム、境内ニ古松アリ世継ノ松ト称ス、其ノ歌ニ

あし原乃国いや廣□(※)尔志けれとて

世継乃松越か美やうゑ希む

(あしはらのくにいやひろに しけれとて

よつぎのまつを かみやうえけむ)

※誤字抹消の痕跡か

御嶽神社

大字利保下山ニ在リ、祭神ハ國常立命、往昔ハ正一位藏王大権現ト号セリ、社寶ニ山科中納言ノ短冊二葉ヲ藏セリ

八幡宮

大字江川井ノ町ニ在リ、祭神ハ譽田別尊、左殿ニ長尾景長同景春、右殿ニ齋藤伊豆守ヲ合祀セシヲ以テ三寄八幡宮ト称セリ

鹿島神社

大字大月和田ニ在リ、祭神ハ武甕槌命、大己貴命、経津主命、少名彦命、天正二年常陸国鹿島大神ヲ遷祀ス

無格神社ノ数ハ八拾有餘アリ其内最モ傍近ニ知ラレタルモノヲ舉グレバ左ノ如シ

八幡宮

大字樺崎本郷ニ在リ、祭神ハ譽田別尊、赤土命、源義称靈命（源義兼）トス、社記ニ曰ク長六郎平為俊始メテ赤土命ヲ祀リ赤土神社ト号ス、康平六年八月十五日源義家、安倍貞任ヲ滅センハ氏神ノ擁護ニヨルトナシ八幡宮ヲ合祀ス、正治元年三月八日源義兼故アリテ佛門ニ入り鑊阿ト号シ諸国巡錫セシ後此地ニ於テ入寂ス、故ニ其ノ靈ヲ合セ祝祀リ赤土山八幡宮ト称セリ、天正十九年十一月十一日徳川家康樺崎村ニ圭田二拾石ヲ附ス、神寶ニハ為朝ノ矢根、義氏ノ南蠻鐵星甲久我内大内通誠ノ色紙等アリ

嚴島神社

大字名草辨天山ニ在リ、祭神ハ市杵島姫命、安藝嚴島神社ヲ遷祀スト云ウ辨財天ト号シ祭日ハ陰曆四月初巳ニシテ近郷ヨリ賽スル者甚ダ多シ

第二節 寺院

本村ハ大字中ニ二十二寺院アリ中ニ就テ重ナルモノヲ舉クレバ左ノ如シ
光明寺

大字田島ニ在リ萬壽山ト号シ臨濟宗ナリ、開山ハ大喜法忻禪師、應安元年九月寂ス今ヲ距ルコト五百四十二年ナリ（四十三年）本刹ハ行道山淨因寺ノ末寺ナリ、天保六年六月雷火ニ罹リ安政三年再建セリ

淨因寺

大字月谷菅澤ニ在リ、行道山ト号シ臨濟宗ナリ、天平勝寶元年行基菩薩ノ開創ニシテ弘法大師ヲ第二世トシ天台真言淨土禪ノ四宗兼學ノ道場ナリ、中古藤原秀郷十五世ノ孫結城光貞佛門ニ入り法徳禪師ト号ス、永和元年當山ニ登リ是吾行道ノ地ナリトナシ臨濟宗ヲ定ム之ヲ當寺中興ノ祖トス、應永二年足利義滿七堂伽藍ヲ建立ス、徳川幕府ノ時ニ至リ寺領二十石ノ朱印ヲ受ケ関東四箇ノ道場ノ一タリ、山内ニ有名ナル清心亭アリ、風景絶佳ナリシガ明治十八年火災ヲ罹リ今ハ其ノ佛ヲ止メズ

清源寺

大字名草ニ在リ南陽山ト号ス、関（※）山ハ敕諡大道一以禪師、臨濟宗圓覺寺末、南遠江守宗繼ノ菩提寺ナリ、應安四年三月廿九日宗繼卒シ清源寺殿月海圓大居士ト諡ハ旧幕府時代五石 朱印ヲ領セリ

金藏院

大字名草上宿ニアリ名竜山觀音寺ト号シ真言宗ナリ、貞治三年ノ創立ナリト云ウ、大本山ハ長谷寺ナリ由ト、持舟ニ在リシヲ後今日ノ所ニ移リシナリ傳ヘ言ウ、今ノ境内ハ南氏ノ城墟ナリト

光得寺

※「開」の誤り

大字菅田東根ニ在リ臨濟宗浄因寺末ナリ、開基ハ玉潤了珍尼、結城光氏ノ室ナリ、明治ノ始メ兩部分離ノ際、樺崎八幡宮ヨリ足利家ノ墓石七基及義兼ノ笈等ヲ當寺ニ遷セリ

持寶院

大字利保越路ニアリ醫王山ト号シ真言宗ナリ、當寺ハ屢、祝融ノ災イニ罹リ古記録消失シ其ノ創立年代詳ナラズ

此ノ他 江川ニ吉祥院、大月ニ密藏院(※)、田島ニ東光寺

月谷ニ隆興寺、樺崎ニ無量寺、名草ニ臥竜院、大寶寺、宝珠院、南方寺
觀音寺等アリ

第三節 小學校ノ沿革

小學校創立明治五年七月太政官訓示ニ基キ始メテ北郷八ヶ村ノ聯合學校組合ヲ組織シ田島村光明寺ヲ仮校舍トナシテ大澤透ヲ睞シ授業生ノ養成ヲ為シ其ノ翌六年十一月開校ノ式ヲ挙ク、學区ハ第一大區第四十番中學區第二十番小學區ニシテ校名ヲ敬業學校ト称ス

學校維持經費

當時ノ學費ハ寄附金ノ利子ヲ原資トシ授業料ヲ補助トナス而シテ寄附金ハ有財ノ多寡ニ應ジ賦課セシモノナリト虫(※)本金ハ名ノミニシテ其ノ利子ヲ納付セシメシモノナレバ確タル學校基本財産ト称スベキモノニアラズ利子ノ滞納ト經費増加等ニテ歲計上困難ヲ極メシモノ、如シ

學区變更

元ト小學校ニ學区ノ制アリテ明治六年十一月足利郡北郷八ヶ村學校組合ヲ一學區ト定メ第一大區四十番中學區第二十番小學區ト号セリ、其後年月不明第七

・屢(しばしば)

・祝融(しゆくゆう…

火災のこと)

※現在ハ「蜜藏院」

※雖の略字？

(いえども)

十三番小學區第十四番小學區等ノ改称アリ、十三年二月大月學校ヲ第十三番、菅田學校ヲ第十六番、正業學校江川利保聯合ヲ第十七番、田島學校ヲ第十八番、月谷學校ヲ第十九番學區ト改ム、十八年乙第六十七号ニヨリ区域改正、七學區ヲ合セ足利郡第六番學區トナリ、尋テ(※)足利梁田郡第五番學區ト改マル、二十五年四月新學令發布已後學區ノ称呼消滅セリ

各校ノ分離

又此間ニ於テ各校ノ分離アリ、即チ明治七年十二月生徒通學里餘ニ過グル者アルヲ以テ名草大月兩村ヘ始メテ分舎ヲ置キ兩村ノ兒童ヲ教授セリ、十年三月ニ至リ月谷村樺崎村ヘモ亦分舎ヲ置キ茲ニ於テ本校敬業學校ヘ通學セシ兒童ハ田島江川菅田利保ノ四ケ村トナル、而シテ各分舎ハ漸々獨立ノ姿トナリ村名ヲ冒シテ名草ハ名草學校、大月ハ大月學校ト称スルニ至リ、本校モ亦田島學校ト改称セリ、其後十一年一月ニ至リテ又菅田村ヘ菅田分舎、利保村ヘ正明舎ヲ置キシニヨリ本學通學生徒ハ只田島村ノミトナリ僅ニ一百内外ノ少數ニ減セシヲ以テ同村字打越民家ヲ仮校舎トシ移轉シタリ、左ニ其變遷ノ一斑ヲ記スレバ

田島學校

田島學校ハ明治十一年光明寺仮校舎ヨリ移轉、字打越民家ヲ仮校舎トシ訓導堀越浦次郎首坐タリ、全十二年十二月字大深山新築校舎移轉開校、第十七番小學區トナリ尋テ第十八番學區ト改マリ阿美長司訓導タリ、全十三年十二月學校基本財産三千円ノ寄附アリ、三組ノ銀杯ヲ賜ル、全十四年八月齋藤愨行訓導トナル、全十八年學區改正第六番學區トナリ月谷校ヲ廢シ本校ニ合セ、復、光明寺ヲ以テ校舎ニ當テ學費ハ菅田村外七村聯合共通支辨トナル、通學區域ハ田島、月谷、江川ノ三村ナリ、全二十二年五月高等ヲ分チテ郡立トシ第五番學區田島小學校ト称シ、第一高等小學校訓導齋藤愨行兼務ス、二十四年近藤善

※尋テ(ついで)

三郎訓導トナリ、二十五年五月月谷生徒ヲ月谷旧校舍ニ收容教授シ、復、田島旧校舍ヲ用キ、田島、江川両村ノ児童ヲ教授セリ、二十六年四月學制ノ變更ノ後、元田島尋常小學校ト称シ、三十年靱山利三郎訓導トナル、全年十月十一日廃校、第一尋常小學校第二分校トナル、全三十一年十一月三日北郷尋常高等小學校第二分校トナリ、小川定之首席タリ、全三十三年田島尋常小學校トナリ、三十五年遂ニ廢校トナル

第二尋常小學校

第二尋常小學校ハ元名草學校ト称シ、明治七年十二月田島敬業學校ヨリ分立シ、修能舎ト号シ、阿部清三郎首坐タリ、全八年十月獨立、七十九番學區名草學校トナリ、翌九年訓導阿部清三郎教頭トナル、全十年四月第七十三番學區名草學校ト改マリ、西根大寶寺ヲ仮校舎トナシ、且、大橋民家ヲ仮校舎トシ支校ヲ置ク、全十三年三月第十四番學區ト改マリ、尋テ第十五番學區トナル、全十四年十月梅谷興進訓導トナリ、全十六年十月一日字上宿及足松新築校舎落成ニヨリ本分兩校移轉ス、全十八年十月乙第六十七号ヲ以テ學區改正第六番學區名草小學校ト称シ、根本平吉訓導トナル、全二十年五月高等科ヲ裂キテ郡立トシ第五番學區ト改マリ、高等小學校訓導中村重敬兼務トス、全二十一年田部井平藏訓導トナル、全二十二年近藤善三郎訓導トナル、全二十四年柴田榮作訓導トナリ、全二十六年四月北郷村立第二尋常小學校ト改マル、全二十八年四月靱山利三郎訓導トナル、全三十年四月川島伊三郎訓導兼校長トナル、全三十二年四月齋藤愨行訓導兼校長トナリ、全三十七年四月北郷第二尋常高等小學校トナリ、全四十一年五月一日義務年限延長尋常六學年ニ至ルヲ以テ復、北郷第二尋常小學校トナレリ、児童ノ通學區域ハ大字名草字江保地以南ヨリ全大字下丸木以北ニシテ尋常五學年以上ハ江保地以上モ悉ク通學ス

大月學校

大月學校ハ明治七年十二月田島敬業學校ヨリ分立シ大月村密藏院(※)ヲ仮校舍トシ修業舎ト称シ藤生治平首坐タリ、全九年訓導藤生治平教頭トナリ大月學校ト称ス、當時通學児童ハ大月樺崎両村ナリシ、全十年三月樺崎生徒ヲ裂キテ樺崎村へ學校ヲ置ク、全十三年第十三番小學區大月學校ト称ス、全十八年乙第六十七号ニヨリ廃校トナリ終ニ校舍ノ建築ヲ見ズ、全三十年十月復、第一尋常小學校第四分校ヲ字東耕地ノ民家ヲ仮用シテ置キ准訓導須藤邦三郎首席タリ、全三十三年九月一日小學校令ノ改正ニヨリ各分校ハ大字名ヲ冠シタル獨立校トナリ、大月尋常小學校ト称シ、准訓導渡辺宇平次首席トナル、三十五年樺崎校ニ合シ廃校ス

第三尋常小學校

本校ハ元樺崎學校ト称シ、明治十年三月大月學校ヨリ分離シ、字坊山新築校ニ移リ、訓導横山彦太郎教頭トナリ、十三年二月第十四番學區樺崎學校ト称ス、全年十月北條庸訓導トナリ、全十五年六月根本平吉訓導トナル、全十八年十月廃校、菅田學校ト合ス、其ノ後二十五年五月旧校舍ヲ分教場トシ菅田校へ通學スル児童ヲ收容教授ス、全三十年十月第一尋常小學校第三分校トナリ、准訓導前原麻呂首席トナル、全三十一年十一月三日北郷尋常高等小學校第三分校ト改マリ、須藤邦三郎首席トナル、全三十三年九月樺崎尋常小學校トナリ、全三十四年字上村新築校舍へ移リ戸田成保訓導タリ、三十五年大月尋常小學校ヲ合セ第三尋常小學校トナル、全三十八年加藤豊次郎訓導兼校長タリ、全四十年五月義務年限ヲ六ケ年ニ延長セラレシヲ以テ北郷尋常高等小學校第二分教場トナル、全四十三年四月復、第三尋常小學校トナル、児童ノ通學區域ハ大字大月及樺崎ノ全部ナリ

※現在は「蜜藏院」

全分教場

元月谷學校ト称シ明治七年六月田島敬業學校ヨリ分離シ隆興寺ヲ仮校舍トシ峯岸渡ヲ以テ首坐トス、全八年二月獨立シテ月谷學校ト称シ權中教授中村重敬ヲ以テ教頭トナス、全十三年第十九番學區ト改マリ、宇石田新築校舍ニ移轉シ中村重敬訓導トナル、全十八年十月廃校、田島學校ヘ合ス、全二十五年五月児童通學不便ニヨリ旧校舍ヲ以テ分舎トシ、月谷児童ヲ教授ス、全三十年十月第一尋常小學校第一分校トナリ、訓導小川定之首席タリ、全三十一年十一月北郷尋常高等小學校第一分校トナリ、訓導前原麻呂首席タリ、全三十二年訓導山越常吉首席タリ、全三十三年九月月谷尋常小學校トナリ、准訓導宇佐見政辰勤務、全三十八年川田角次郎訓導兼校長トナル、全四十一年五月北郷尋常高等小學校第一分教場トナル、盖(※)義務年限延長ニヨル、全四十二年四月訓導富田熊雄首席トナル、児童ノ通學區域ハ大字月谷全部ニシテ五、六學年ハ本校ニ通學ス又本校ニ近キ地区ノモノ本校ニ通學スルモノ少カラズ

利保小學校

利保學校ハ明治十一年一月田島校ヨリ分舎シ、正明舎ト称シ、宇新屋敷家ヲ仮用校舍トナシ峯岸豊ヲ以テ首席トス、全十三年第十七番學區正業館ト称シ、助教飯塚播種ヲ以テ首坐トナス、全十五年十一月岩本滋訓導トナル、全十八年乙第六十七号ニヨリ廃校トナリ、菅田校ヘ合シ、終ニ校舍ノ建築ナシ

菅田小學校

菅田學校ハ明治十一年一月田島學校ヨリ分舎シ、菅田村宇西根民家ヲ仮用校舍トシ、訓導筒井忠奉教頭タリ、全十三年第十六番學區菅田學校ト称シ、宇中通新築校舍ヘ移轉、根本平吉訓導トナル、全十五年九月島田福太郎訓導トナリ、全十八年十月乙第六十七号ニヨリ第六番學區菅田學校ト称シ、利保村持

※蓋…「蓋し」

(けだし)

寶院ヲ以テ仮校舍トシ、近藤善三郎首坐トナリ、尋テ根本平吉訓導トナル、本校ハ高等中等初等ノ指定ナリ、通學區域ハ八箇村ニシテ、尋常ハ菅田、利保、大月、樺崎ノ四村ナリ、學資ハ菅田村外七村共通支辨トナル、全二十年五月高等科ヲ裂キテ郡立トシ、第五番學區菅田尋常小學校ト改マル、全二十二年田部井平藏訓導トナル、全二十三年四月齋藤愨行訓導兼校長トナリ、全三十年十月第一尋常小學校トナリ、全三十一年十一月三日北郷高等小學校ヲ合セ、田島和田新築校舍ニ移轉、北郷尋常高等小學校トナリス

同分教場

分教場ハ元足松分校ト称シ、明治八年十月名草村字大橋民家ヲ仮用シ校舍トシ、関根某首坐トナル、十二年三月字込繩臥竜院ヲ仮校舍トシ蘭禪稜首坐トナル、全十六年十月足松新築校舍成ルヲ以テ之ニ移リ、野中莊平首坐トナリ、全二十一年一等授業生鳥越郁太郎首坐トナリ、全二十二年授業生岩下吾助首坐トナリ、全二十七年訓導井上盛七郎訓導兼校長トナル、四十一年五月北郷第二尋常小學校分教場トナル、児童ノ通學區域ハ大字名草字江保地以北ニシテ、五六學年ハ本校ニ通學ス

高等小學校

高等小學校ハ明治二十年五月郡立ノ制ニヨリ、田島、名草、菅田ノ三校ヨリ進ム高等科生徒ヲ集合シ創メテ菅田旧校舍ヘ増築シ、足利梁田郡第一高等小學校第二分教室トナシ、訓導根本平吉首席トス、全二十三年三月郡立ノ制ヲ廢シ、村立ニ復シ足利郡北郷高等小學校トナシ、根本平吉訓導兼校長トナリ、全二十年三月四日校舍焼失シ、大字田島川端民家ヲ仮用校舍トナス、全二十九年井上圭太郎訓導兼校長トナリ、全三十年五月ヨリ校長ヲ欠キ、訓導柴田榮作校長代理トナル、全三十一年四月仲井和平訓導兼校長トナリ、全年十一月三日

第一尋常小學校へ併置ス、左ニ現在ノ各小學校ニ就キ其ノ沿革を掲ゲン

北郷尋常高等小學校

本校ハ明治三十一年十一月ノ創立ニシテ仲井和平訓導兼校長トナル、尋常科ノ通學區域ハ菅田、利保、江川、田島、及名草、月谷ノ一部ニシテ、高等科ノ通學區域ハ一村全部ナリ、全三十三年石井徳次郎訓導兼校長トナル、全三十七年一月十六日御真影ノ下賜アリ、全四十二年三月本縣知事ヨリ成績優良ナリトシテ表彰ヲ受ケ、四十三年二月更ニ文部大臣ヨリ選奨ヲ受ケ金百円ヲ下附セラル、大正六年四月川島金平訓導兼校長トナル

第四節

小學校以上ノ教育狀況

小學校以上ノ教育ヲ受クル者甚ダ少ナリ、毎年三四名ヲ出スニ過ギズ、而シテ其ノ學校ハ概ネ中學校、高等女學校ニシテ師範學校其ノ他ノ學校之レニ次グ中學校ハ近キモ安蘇郡佐野町及群馬県新田郡太田町ニシテ通學ニ不便ナルカ爲、皆其所在地ニ寄宿ス、足利町ニ高等女學校ノ設立セラレテヨリ本村ヨリ年々一二の入学者アリテ、皆自宅ヨリ通學ス、又往々宇都宮市及東京市ニ在學スル者アリ

第五節 實業補習學校其ノ他ノ教育

本村ニハ實業補習教育トシテ明治四十三年十月農業補習學校ヲ設立シ、専ラ農業教育ノ補習ヲ主トシ併セテ他ノ普通學ヲ教授ス、学期ハ二ケ年ニシ、尋常科又ハ高等科卒業及之レト同等ノ學力アル者ヲ入學セシム、授業ハ夜間ニシテ、毎年九月一日ヨリ十月三十日マデ、一月八日ヨリ三月十五日マテノ二回トス、校数ハ五校アリ、第一農業補習學校ヲ北郷尋常高等小學校ニ附設シ、同分教室ヲ其ノ

分教場ニ附設シ、第二農業補習學校ヲ第二尋常小學校ニ附設シ、同分教室ヲ其分教場ニ附設シ、第三農業補習學校ヲ第三尋常小學ニ附設ス、出席生徒ノ數ハ一校十五名乃至四拾名アリ
其ノ他女子ニ裁縫ヲ教授スル目的ヲ以テ、北郷尋常高等小學校ニ補習科ヲ附設シ、学期ヲ二ケ年トス、裁縫ノ外併セテ普通教育ヲ授ク

第六節 青年團其ノ他

青年團ハ明治四十年十二月本縣訓示ニ基キ普通教育ノ補及ヲ目的トシテ、北郷村獎學會ヲ設立シ、其ノ事業トシテ青年團ヲ組織シ、各大字ニ之レヲ設ケ、學術ノ研究實地ノ見習、共同作業、共同貯金其ノ他ノ事業ヲ行フ、又一方ニハ同會ノ事業トシテ夜學會ヲ起シ、各小學校及分教場ニ於テ、團員ニ普通學科ヲ教授シタリ、四十三年十月農業補習學校ノ開設セラル、ト同時ニ廃止シ併セテ獎學會ヲモ廢止シタリ
團員ノ數ハ各團ヲ通シテ四十乃至七拾人アリ、本年五月各團ヲ糾合シテ北郷村青年團ヲ組織シ郡聯合青年團トノ聯絡ヲ作レリ

佛教團

本村内ニ於ケル各寺院ハ宗派ノ如何ニ拘ラズ合同シテ佛教團ヲ組織シ、時ニ宗教道德ニ關スル演說會ヲ開キ、或ハ戰役ニ於ケル死亡者ノ追吊ヲ執行スル等社會改善ノ為ニ盡ス所アリ

第三章 郷土ノ沿革

第一節 口碑伝説及偉人ノ事蹟

一、大字樺崎ニ鶉ノ鳴カザル事

足利義兼剃髮シテ諸国ヲ巡鐸シ、還リテ樺崎ニ籠居スルヤ、常ニ鶉ヲ愛シテ黄金ヲ以テ作りタル籠ニ飼養ス、義兼一夜夢ニ鶉ノ語ルヲ聴クニ、元卑賊ナル野合ノモノナルニモ拘ラズ、能ク君公ノ愛ヲ辱フシ、金色赫灼タル居室ニ飼養セラル、ハ誠ニ過分ノ光榮ナリ、左レド籠中ヲ出テ、田間ヲ走ルノ自由ナルニ如カズト、義兼翌日籠中ノ鶉ニ向ツテ曰ク、汝ノ意ヲ諒シテ外ニ放チ遣ルベシ、汝之レヨリ樺崎ノ地内ニテ鳴クコト勿レト、直チニ野外ニ放チ去ラシム、尔来、今ニ到ルマテ樺崎ニ鶉ノ鳴ケルヲ聞カストイフ

二、田畑ノ面積ヲ舛ニテ称フル事

本村ニテ古ヨリ田畑ノ面積ヲ何段何畝言ハズシテ何斗蒔何升蒔トイフ、今ハ改マリテ斯克唱フル者漸次減少ス、其起元ヲ尋ヌルニ旧幕府時代享保年間江川村ノ田ノ大量ヲ為スニ際シ、当時ノ名主関口某イタリ、縄入ヲ拒ミタルヨリ榊塚トイフ所ニテ殺サレタリ、左レト之レガ為ニ縄入ノ事ハ停止トナリ何段何畝何歩トイハズシテ何斗蒔何升蒔ト称へ、今日マテ唱へ来レルナリトイフ、故ニ他ノ地方ヨリ歩延ナリトノ事ナリ

三、堤谷津ノ事

堤谷津ハ大字樺崎ノ南部大月ニ接スル地名ナリ、コノ地古者大月ニ属セリ、徳川八代將軍ノ時、検地ノ幕吏大月ニ入ル時ニ極月三十日ナリ、検地ヲ南耕地ヨリ始メ和田、西耕地ヲ經テ東耕地ニ至レバ、日既ニ暮ル、名主阿由葉某思フニ来春派出ノ幕吏ハ他ノ者ナルベシ、然ラバ樺崎。渡戸ヨリ検地ヲ請ヒテ、大月ノ所属堤谷津及上村ヲ脱シテ納租ヲ免カレント幕吏ニ向ツテ大月ノ地ハ終ワレリト云へ、幕吏信シテ引揚ケタリ、然ルニ翌年派出ノ幕吏ハ先キノ幕吏ト同一人ナリシヲ以テ検地ヲ堤谷津ヨリ始メ之レカ為ニ堤谷津及上村ハ樺崎ノ所属トナレルナリト云フ、地形ヨリ見ルモサモアルベク思ハル

四 浮島ノ辨天ノ事

北郷村ノ南部平田一帯ノ地ハ一面ノ池沼ナリシ事ハ地中ノ遺物、地名等ニヨリテ明ナリ、今ノ利保ヨリ江川ニ通ズル所ニ天神アリ、其所ニ天神ノ森アリテ□(※)樹多カリキ其ノ中ニ天神社アリ、今ヨリ三十年許前、社ヲ他ニ移シ樹木ヲ伐リ除キ、今ハ全ク其形蹟ナシ、古来憂秋ノ候田島其ノ他ヨリ出水シテ、水漫々ト此所ニ湛フルモ、社殿ハ水上ニ浮ヒテ其処ヲ離レズ、宛然島ノ上ニアルガ如シ、世人呼ンデ浮島ノ天神トイフ

五、両ノ手ニ杖ヲ突ク時ハ両親ガ死ヌト云フ事

小児ノ遊戲ヲ為スニ方リ左右ノ手ニ杖其他ノ木竹ナド杖突キ歩ム時ハ両親ガ死ヌトテ頗ル此事ヲ嫌ヘリ

其ノ他同年ノ者ノ死ヲ聞ク時ハ耳塞キテ為スベシ、然ラザレバ其ノ年中ニ死スベシ、耳塞キト菓子其他ノモノヲ買フテ耳ヲ塞ク真似シ他人ニ頒チ與ヘテ其禍ヲ散スルナリ、六月ニナリテ茄子ヲ植ユル時ハ其親ハ食フコト能ハズシテ死スト

六 偉人愚山ノ小傳

愚山ノ姓ハ阿由葉通称鍋造継世勝作、足利郡利保村ノ人ナリ、父ヲ勝作ト称ス、郡中一二ノ豪農ナリ、愚山万延元年ヲ以テ生ル、稟性温厚、明治六年九月甫メテ十四、田島敬業學校ニ入ル、師ハ勞スル所ナリ、父老望ヲ属セリ、長シテ恭謹未ダ曾テ老者ノ先ニ立タス、卑賤ト虫必讓ル、家僕嘗テ曰ク郎君常ニ門ニ讓ルハ奴ノ安セガル所、愚山曰ク暫ク余ニ從ヘ、余ハ唯老者ヲ敬スルヲ知ルノミ、其ノ主從ノ分ハ余ノ知ラザル所ト、明治十一年北部七校ノ學務委員ニ舉ケラル、校務整々學資備フ、其ノ金額金一千余円ニ達ス、當時未ダ洋服ヲ着スル者アラズ、愚山上京洋装シテ歸ル途上騎者ハ下リ、歩者ハ避リト嘆シテ曰ク、嗚呼是人ヲシテ徒ニ煩勞セシムニ足ルト、後復之ヲ服サズ、愚山常々人ニ語リテ曰ク、国ノ振否ハ人才ノ多寡ニアリ、人才ノ多寡ハ學事ノ盛衰ニ関ス、余ノ藏書ハ他日縦覽所ヲ設ケ貧家ノ子弟ノ涉□(※)ニ供セント多憾ス、老果サズシテ明治十七年溘然トシテ長逝ス、

※松？

許：ばかり

※獺

遺言ニ依リ遺書ハ足利聖廟ニ献ズ

第二節 古蹟

須花古戦場

北郷村大字名草ヨリ安蘇郡新合村ニ通スル縣道ニ須花坂アリ、天正十一年正月元旦、佐野宗綱須花ノ砦ヲ攻メテ戰死ス、是ヨリ先、宗綱其ノ臣小野兵部兄弟ヲシテ彦間ノ守備トス、天正十年十二月十日、長尾顕長ノ臣小曾根筑前欺キテ之ヲ誘殺シ飛駒ヲ奪ウ、宗綱大ニ怒リ老臣ノ諫メヲ用ヒズ、見兵数百ヲ以テ彦間ヲ復シ勢ニ乗シテ稀突須花ノ砦ヲ衝ク、守兵辟易時ニ顕長ノ臣豊島七左衛門、大阪山ヨリ遙ニ之レヲ狙撃セリト傳フ

城ノ峯

城ノ峯ハ大字名草南陽山ニアリ、土人、南遠江守宗繼ノ本丸ナリトイフ、其狀茶碗ヲ伏セシニ似タリ、円形ニシテ周圍ニ土手ヲ廻ラス、面積凡百坪許、按スルニ牙城トシテハ甚ダ狹隘ナレバ或ハ物見番所ナルベシ

物見番所

大字名草河原地本覺山ニ在リ、其形狀城ノ峯ニ類似ス、面積一畝許ナリ、昔時長尾顕長ノ臣窪田圖書ノ守リシ番所ナリトイフ、圖書ノ屋根跡ハ大坂五十六番地ナリト傳フ

第三節 徳川時代ノ沿革

北郷村ハ往昔長尾顕長ノ所領ニシテ其ノ臣隸ノ食邑ナリ、天正十八年北條氏ト

・ 辟易（ここでは、相手の勢いに圧倒されて尻込みすることの意）

共ニ亡ビ、徳川家康ノ所領トナル、家康室町幕府ニナラヒ直轄ノ地トナシ代官ヲ置ク、其後三代將軍家光名草ノ一部ヲ土井万之丞ニ與ヘ、五代將軍綱吉宝永元年、足利及田島ノ一部ヲ戸田忠利ニ與フ、爾来北郷ノ地ハ幕府旗下(※)ノ所領トナレリ

※旗本

※水正…主水正(もんだのかみ)か？

菅田村ハ徳川幕府中葉ヨリ丹南藩主高木水正(※)及旗下辻甚太郎、松田源太郎、堀久米五郎等ノ所領ニ属シ石高三百九十一石七斗九合ナリ
利保村ハ土井大炊頭ノ知行トナリ、元禄以後別シテ旗下柴田七左エ門、津田猪十郎、彦坂三太夫、山崎金橘等ノ所領トナリ、石高六百五十七斗二升二合ナリ、江川村ハ寛永十二年土井大炊頭之ヲ領シ幕末ニ至リ旗下土井萬之丞ノ領地トナル、石高三百二十二石七斗二升二合ナリ

月谷村ハ幕末ニ土井万之丞之ヲ領ス、石高四百四十二石九斗一升二合ナリ
田島村ハ宝永年間其一部戸田領トナリ、其後旗下桑山内匠頭、六角越前守等ノ所領ニ属ス、石高八百十三石七斗七升七合ナリ

名草村ハ幕府直轄ナリシカ、維新以前松平友之丞、土井万之丞、堀久米三郎、清源寺領ニテ、石高千五百五十四石六斗一升五合ト算セリ

樺崎村ハ三代將軍家光ノ時、始メテ旗下土井万之丞ニ其一部ヲ與フ、其後堀久米之丞、松田源太郎所領トナリ、八幡社領ヲ合セ石高五百二十石五斗八升三合ナリ

大月村ハ八代將軍吉宗ノ時、旗下桑山内匠頭之ヲ領ス、石高五百六十一石七斗五升八合ナリ

第四節 明治以降ノ沿革及公人 北郷八村ノ沿革公人

慶應三年十月徳川將軍大政ヲ奉還シ皇政古ニ復ル、越エテ四年閏四月朝廷徳川氏ノ所領ヲ収メ駿遠三ノ地ヲ賜ハル、茲ニ於テ北郷八村旗下ノ采邑ハ天領トナリ鍋島知事ノ治下ニ属ス、二年知縣事ヲ廢シ日光縣ヲ置カレ其所轄トナル、五年三月庄屋、名主、年寄ノ制ヲ廢シ區長、正副戸長ヲ置キ、九月第六大區六小區に畫セラレ、岡田榮吉郎區長トナリ江川村ニ御用取扱所ヲ設ケ八村の事務ヲ管掌ス、副區長ハ増沢佐源次、相場要右エ門ナリ、八年第十大區六小區ト改マリ、九年聯合戸長ノ制ヲ布カレ関田榮吉郎戸長トナル、十二年七月一村戸長ノ制度ニ改マリ各村ニ戸長ヲ置ク

菅田村ハ明治九年聯合戸長ノ制ニ依リ影山彦平、北詰竹次郎副戸長トナリ村治ニ佐タリ、十二年七月一村戸長ノ制度ニ改マリ本村ニ役場ヲ置キ、北詰竹次郎戸長トナル、十六年北郷八ヶ村聯合ノ制トナリ戸長ヲ廢ス

利保村ハ明治九年聯合戸長ノ制ニヨリ松村半兵衛、多田新吉副戸長トナリ、村政ニ佐タリ、十二年七月一村戸長ノ制度ニヨリ役場ヲ置キ、多田新吉戸長トナル、十六年北郷八村聯合村トナルマテ勤続ス

江川村ハ明治九年聯合戸長ノ制度ニ改マリ齋藤善造、関田柳吉副戸長トナリ村政ヲ佐ク、十二年七月一村戸長ノ制度ニヨリ齋藤善造戸長トナル、十六年北部八ヶ村聯合ノ村治トナルマテ勤続ス

月谷村ハ明治九年聯合戸長ノ制ニヨリ堀江弥一郎、小林新一郎副戸長トナリ、十二年七月一村戸長ノ制ニ改マリ小林新一郎戸長トナリ、十六年北郷八村聯合ノ制トナルマテ勤続ス

田島村ハ明治元年(※)聯合戸長ノ制ニヨリ相場平兵衛副戸長トナリ、十二年七月一村戸長ノ制ニ基キ相場平兵衛戸長トナル、十六年北郷八村聯合村治ノ制トナルマテ勤続ス

名草村ハ明治九年聯合戸長ノ制ニヨリ久保庄吉、三村芳藏、岩下平藏副戸長

※九年の誤りか？

トナリ、十二年七月一村戸長ノ制度ニ遵ヒ岩下平藏戸長トナル、十六年ニ至リテ北郷八村聯合トナルマテ勤續ス

樺崎村ハ明治九年聯合戸長ノ制ニ基キ松崎半六、阿部甚作副戸長トナリ、十二年七月一村戸長ノ制ニヨリ阿部甚作戸長トナル、十六年北郷八村聯合村治ノ制トナル

大月村ハ明治九年聯合戸長ノ制ニヨリ高田多十郎副戸長トナリ、十二年七月一村戸長ノ制ニ改マリ高田多十郎戸長トナル、十六年北部八村聯合村治トナレリ

北郷村ハ明治十六年菅田村外七ヶ村聯合役場ヲ菅田村字西根ニ置キ相場文五郎戸長トナル、二十二年四月町村制施行ニ際シ八ヶ村合併シテ北郷村ト称シ相場富八村長トナル、二十八年九月足利郡書記青木浦次郎管掌村長トナリ、全年十一月松村半兵衛村長トナル、二十九年四月足利郡書記青木浦次郎再ヒ管掌村長トナリ、五月小泉義行村長代理トナル、七月山藤仙之助村長トナリ、十二年十一月関田嘉七郎村長トナル、三十六年十一月影山彦平之ニ代リ役場ヲ大字利保ニ建築シ之ニ移リ、今ノ役場是レナリ、三十九年五月新井庄三郎村長トナリ、四十年十一月阿由葉鎗三郎其ノ職ヲ次ク、四十二年十二月郡書記星野泰二管掌村長トナリ、四十三年三月阿由葉勝作村長トナリ、大正六年一月廿五日助役野口福三郎村長代理ス

第四章 官公署

第一節 村役場

明治十六年二月菅田村外七ヶ村ヲ聯合シテ役場ヲ菅田ニ置キ、之ヲ聯合役場トイフ、明治二十二年四月町村制實施ニ際シ北郷村ト改称シ、仮役場ヲ菅田ニ置キ、明治三十七年一月役場ヲ大字利保ニ新築シテ之ニ移轉シ現今ニ至ル

第二節 巡查駐在所

巡查駐在所ヲ明治二十一年始メテ利保村及名草村ノ二ヶ所ニ置キ、同四十年改メテ大字樺崎、大字月谷、大字名草ノ三ヶ所ニ置カレ現今ニ至ル

第三節 郵便局

明治三十六年十二月十日郵便物受取所ヲ大字菅田ニ置キ菅田郵便局ト称ス、同四十三年三月三十日改メテ三等郵便局トナリ、大字利保ニ移リ北郷郵便局ト称ス

第五章 風俗習慣

第一節 冠婚葬祭ノ慣例

凡兒女ノ出生スルヤ七夜トイフ其七日目此日ニ於テ親戚知己ヲ招テ祝意ヲ表ス、又男ニアリテハ二十一日、女ニアリテハ三十日宮詣リトシテ鎮守ノ社ニ詣ツ、此日始メテ産婦ノ外出ヲ許スモノニシテ諸方ヨリ贈ラレタル産衣ヲ着セシメ近隣又ハ懇親ノ家ニ初見参ヲナス、而シテ其家ニ於テハ宴席ヲ催シ祝意ヲ表ス

男子年甫メテ五歳ニシテ袴着ト称シ、十一月十五日各羽織袴ヲ新調シ鎮守ノ社ニ参詣シ懇親ノ家ヲ廻礼ス、女子ハ七才ニ至レバ帯解ト称シ是又衣服帶等ヲ新調シ男子ノ例ニ倣フ、之レ古来ヨリ行ハレ其ノ兒ノ無事發育ヲ神ニ奉告スルモノナラン

結婚ノ約成ルヤ媒酌人ハ嫁婿両家ニ對シ結納ノ取替ヲナス、此日其家ニテハ組合親戚ヲ招キ媒介人ノ持参セル結納樽ヲ開キ酒宴ヲ催ス、此際媒介者及家長ハ其子女ノ成婚ヲ告グルナリ、此レ又古ヨリ行ハレタルコトニテ此宴ニ参セル人々ハ凡ソ此婚姻ヲ認メ且ツ此レガ保証人タルノ意味ヲ有スルモノナリ

結婚ノ日婿家ヨリハ朝謁見トテ婿及最近縁者数名嫁ノ家ニ至ル、又嫁ノ家ニ於テハ送り謁見ト称シ全シク近縁ノ者数名嫁ヲ連レ立ツテ婿家ニ来ル、婿家ニ於テハ予

メ中座ヲ設ケ置キ一行ヲ休憩セシメ嫁ハ服装ヲ改ムル等、凡テノ装ヲナシ先ツ媒酌人夫婦ニ連レラレテ婚家ニ至リ式ニ列ス、式ニ列スモノハ媒人夫婦及待女房ト称スル夫婦二組ニ嫁婿ニシテ式場タル座敷ニハ島台（宝来山ニ擬セル）ヲ飾リ、謡ヲ唱ヘテ式ヲ行ヒ三々九度ノ杯ヲナス、此ヲ正式トシ式後別座ニ於テ親子并ニ親族ト初謁見ノ杯ヲ交ハス、而シテ後茶立ト称シ上流ノ家ニアリテハ抹茶、下流ノ家ニアリテハ煎茶ヲ以テ之ニ換ヘ兼テ嫁ノ持参セル土産物タル菓子ヲ当日居合セル近隣ノ者ニ饗ス、蓋具第一式ハ夫婦ヲ約スルモノニシテ第二ノ式ニ於テ親子タリ親戚タルヲ盟フ、第三ノ茶立ニ至リテハ將來ノ懇親ヲ約スルモノナリ、第一式終ルヤ媒酌人ハ中座ニ置ク嫁ノ親族ヲ導キテ婿家ニ至リ此ニ親族トシテノ挨拶ヲ行フ、挨拶終ツテ後饗応ニ移リ、互ニ袴ナド脱シテ充分寛キ種々ノ談話ヲ交換ス、饗応ハ身分ニヨリ同シカラズト虫出来得ル丈ノ設置ヲナシ酒肴ヲ供シ相伴ノ者一名若クハ二名アリテ頗ル幹施ニ努メ夜ヲ徹スルヲ例トセシガ近来改メテ三四時間ニテ終ルヲ常トナル婿ヲ迎フル場合ハ其方法ハ嫁ヲ迎フルト異ナラザルモ婿ガ中座ニ着スルトキハ其家ノ女ハ一時他家ニ行キ居ルナリ、而シテ婿ノ家ニ入リテ式場ニ列スル頃嫁トシテ其家ニ入ル、式ハ嫁入ノ場合ト全ク同一ナリ、婿ノ婚家ニ入ルヤ先屋敷稻荷ニ詣テシメ又天照大神宮ヲ拜セムルモアリ是將來ノ家長タルヲ表スルモノナラン

死去アルトキハ近隣ノ者ハ直チニ馳セ集リテ其死ヲ吊ヒ埋葬ノ準備ニ着手ス、二名ツ、連立チテ葬家ノ親戚知己ノ家ニ至リ其ノ死ト葬式ノ日時トヲ服シ又ハ設備ニ要スル物品ヲ買入等ヲ為ス、式ハ多クハ佛式ニテ希ニ神式アルノミ、此日処々ヨリ生花、造花、旗等ノ贈リ物アリ、高張提灯、花籠等行列正シク葬家ヲ出テ僧侶ノ先導ニテ柩ヲ送り、会葬者其後方ニ従フ、斯クテ寺院ニ達スルヤ庭上ニテ三回半ノ周廻ヲナス、柩ヲ安置シテ導師ノ引導アリ、葬家ノ希望ニヨリ導師其ノ他ノ役僧ヲ参加セシム、引導終リテ遺族親戚故旧ノ焼香ヲ行ヒ、柩ヲ墓地ニ送リテ埋葬ス、近親者ハ墓地ニ至リ一握ノ土ヲ投シテ帰ル、三回半ノ周廻及僧侶ノ引導ハ墓地ノ

關係ニヨリ葬家ニテ行フモアリ、其組合ノ者ハ位牌ノ前ニ座シテ念佛ヲ唱フ、故ニ組合ヲ古ヨリ念佛講中ト称シ来タル、其翌日若クハ翌々日初七日ノ供養ヲナシ寺僧ヲ招シテ讀經ヲ行ヒ、親戚故旧ヲ招キテ墓参ヲ乞フ、此日饅頭又ハ茶、砂糖等ヲ引物トシテ饗応ス

本村ニ於ケル祭典ハ村社祭ヲ第一トス、本村ニハ村社八アリ、各大字毎ニアリテ春祭秋祭ノ二回執行ス、社掌其ノ他ノ神官祭事ヲ行ヒ、村長ハ奉幣使トシテ参向シ神饌料、幣帛料ヲ納ム、供物ノ奉進、祝詞ノ奉奏終リテ奉幣使氏子惣代等ノ玉串奉進アリテ式ヲ終ル、餘興トシテ小神樂ナド行フコトアリ、村社祭ニ次テ八坂神社祭ヲ盛ナリトス、八坂神社モ各大字ニアリテ毎年七月行フ、当日ハ神輿ヲ各所ニ渡御スルモアリ又セザルモアリ、夜涼ニ乗シテ社前ニ至リ参拝スルモノ頗ル多ク、群集ノ雜沓スルコト村社祭ノ比ニアラズ、其他春季ニ於テ氏神祭ナド各所ニ行ハル佛事ニアリテハ毎年八月于蘭盆ノ行事アリ、旧七月十三日表ノ間ニ靈棚ヲ作りテ位牌ヲ安置シ、毎日三回新タニ食膳ヲ整ヘテ竹又ハ柳ノ等ヲ着ケテ靈前ニ供フ、親戚故旧ノ者互ニ往來シテ香花ヲタムケ、十六日靈棚ヲ取除キ、竹葉、華、瓜ト茄子ノ馬ナド路傍ニ持運ビ火ヲ焚キテ精靈ヲ送ル、之ヨリ墓前ニ到リ線香ト團子トヲ供ヘテ帰ル、之レヲ送り盆ト称ス、旧四ニ釈迦ノ涅槃會、春秋ノ彼岸會ナドアレドコ、ニ記サズ

第二節 休日ノ習慣

凡ソ官署ヲ除ク外村民一般旧慣ニ依リ、旧正月ヲ以テ唯一ノ休日トス、旧正月一日ヲ元旦元朝トシ、七日ヲ七草、十五日ヲ上元、二十日ヲ二十日正月トイフ、多ク二十日以内ニ新年ノ廻礼ヲナス
村社摂社等ノ祭日ニハ親戚知己相往來シテ歓待スル慣習アリ、旧七月中元即チ

于蘭盆會、五節句、春秋彼岸等ヲ重ナル休日トス

第三節 方言訛言

方言訛言

正言

あつべり
あんた
あんびん
あまさぬ
いら
いすか
いんぐわ
うづらをつかふ
うつかり
おなべ
おなしこと
おぞい
おべんちやら
おてんたら
おけいはく
おらんだ
おれ
おつぱらふ
おつぶせる

厚疊
汝
大福餅
来客ソラサヌ
甚ダ
大ニ違フノ意
柄鋏
嘘ヲイフテ働カヌコト
不用意
夜業
物ヲ貰フトキ辞退スル時ノ語
賢イ
へつらふコト
全上
世辞ヲイフコト
我等ノコト
ヲノレ
追拂フコト
押伏セルコト

おぞまつかい
 かつきる
 かせふ
 かふかんぼ
 かまぎつちよ
 からつきし
 かしろう
 かくどう
 かなんぼう
 からつぼう
 がしやうき
 がず
 がま
 がき
 がいん
 がくら
 がんす
 がつかり
 ぎゞやう
 ぐらつちやう
 こぎもがやける
 こが
 ごへい鳥
 さゝら

巧言ヲイフ者
 伐ルコト
 誘フコト
 合飲木
 かまきり
 幾ラモ
 香氣等ノ感染スルコト
 カバウ
 氷柱
 空虚
 強氣
 竹皮草履
 堤面
 子供ヲサゲスムトキヨブ
 食慾ノ逞シキヲイフ
 横亢（厓裏ノコト）
 ゴザリマス
 氣ノ抜ケタル貞
 ぎゞ又ハぎゞばち
 動キ易キコト
 小膽ガ煎ケルトイフ意
 大桶
 梟
 角兵衛獅子

・貞（かお）
 ・ぎゞ…骨鰈上目ナマ
 ズ目ギギ科ギ
 バチ属の魚

さま
 さらべおちる
 ざまを見る
 しらぢ
 しやくご
 しあさつて
 しみる
 じやんか
 じようご
 しこたま
 しらんから
 しやつつら
 しらばつくれる
 しくねた
 すてき
 そつちのけ
 そつくりかへる
 そら
 そばいる
 そべる
 ため
 たまげる
 たうぎみ
 たんと

狭キ半間ノ窓
 逆這落ル
 不体裁ナル有様ヲ示ス
 摺鉢
 度（ものさし）
 明々後日
 氷ル（寒氣ノ烈シキコト）
 あばた面
 栓
 澤山
 不知
 他人ノ悪口ノ□（※）面ノコト
 知ラヌ風ヲスル
 過チタルコト
 豫想外ノコト
 除外スルコト
 反リ返ルコト
 ソゲナリ
 戯レルコト（なれ過ぎたる様）
 横寝
 下肥
 驚ク
 玉蜀黍
 多ク

※様か

だるま
 ちみたく
 ちんぷんけん
 ちだんぼ
 ちよと
 ちうくう
 ちやんぼん
 つゝとす
 つゝばいる
 つりつこうけ
 つくしこむ
 つのんだいろ
 つぼやま
 づない
 づるづる
 てぼけなし
 でんぼ
 とうせんぎ
 とぼつちり
 とてつもないこと
 とぼつくちやうし
 とぼ
 どうらん

淫(※)賣婦
 冷ヘル
 不得要領
 櫟實
 少し
 小理屈又ハ賢言
 葬式
 突キ貫ク
 突キ這入
 釣小桶(釣瓶)※
 潜ム
 蝸牛
 築山
 無限
 シブシブ
 不締
 嘘
 内輪喧嘩
 餘波
 無限ナルコト
 口端
 度々
 家鳩
 根付煙草入

※淫か？

※瓶か？

も	み	ま	ぼ	ぼ	ぶ	ぶ	ば	ば	へ	へ	ひ	ひ	ひ	ひ	は	は	は	は	は	の	の	に	な	な
や	そ	が	っ	て	ん	っ	く	ん	し	っ	っ	よ	や	だ	ん	そ	め	し	ろ	め	く	ん	ご	ら
	こ	あ	こ		な	こ	ろ	し	も	ぼ	こ	と	か	か	だ	ん	る	ん	ま	っ	た	ご	ら	
	し	ぬ	す		ぐ	す	う		く	こ	ぬ	か	し	だ	い					こ	ら			
					る				た		き	す		い						い	か			
									い			る		ろ							す			

新 味 間 打 小 打 交 無 劣 ソ 若 ナ 無 修 欺 裁 痴 滑 煮 子 殆
噌 ニ こ 魚 擲 こ 換 秩 等 ツ シ メ 蓋 繕 ク 縫 鈍 ら と 供 ノ
漉 ア わ 籠 ル す ス ド 序 ハ ジ ノ 飯 櫃 ヲ オ テ
策 ヌ す （又打越スナリ）

やなあさつて

ゐさん

よこぎ

ろくでなし

明々後日

神佛画幅

横座（□□※）ニ続ク前ノ間ナリ

無能者

※座敷か

第四節 童話俗謡

子供ト鬼トノ譚

或所ニ二人ノ子供アリ、此二人ハ常ニ睦シク交ハレリ、或日二人連レ立チテ山遊ビニ行ケリ、山ノ景色変化アリテ、奇ナル故次第ニ山奥ニ登リシニ、行ク手ニ二匹ノ鬼アリ、一匹ハ赤、一匹ハ青ニシテ、各鉄棒ヲ持テリ、赤鬼ノイフニハ彼處ニ二人ノ子供アリ、彼等ヲ針ノ山ヘ追ヒアグベシト、青鬼ソレハ面白カラントテ子供ハ少シモ傷ツカズ苦メル様子モナク互ニ歌ウタヒ草花摘ミテ打チ興セリ、鬼共其ノ様ヲ見テ大ニ腹立テ、今度ハ大釜ニ油ヲ注キ子供ヲ入レテ煮タレドモ、サシテ苦シメル様ナク風呂ニ入リタルガ如ク、互ニ洗ヒ合フテ樂シメリ、鬼共益怒リ大口ヲ開キテ一息ニ吞込ミタリ、子供ハ鬼ノ腹ニアリテ小踊リシテ跳ネ廻ハリケレバ、鬼共苦シサニ堪ヘズ遂ニ死セリ、子供ハ腹皮ヲ破リテ出テ喜ヒ勇ミテ家路ニ付ケリト

俗謡地名読立俚謡

利保菅田を立ち退いて とうか田島と思へと茂
月谷ひなけれな是非もなし 江川に居なんせこちの人
小屋のやうなる藁屋でも 明石に暮しがして見たい
主の心が法樂寺

ゆふべ焼けたはどこそこ焼けた

結城裏町奎さんがあたり

慥か奎さん庫やきました

庫もやいたが大事ぢやないか

ちやちやこちこちこ

幸右エ門様よ

紅つけしやんせ鉄漿

丁度此児が十にもなれば
色白で櫻色で色やと白やに貰はれて

其白やは伊達の白やで

金襴錦無垢綾紫が七重

七重八重重ねて染めて

おくれよ紺屋さん

紺屋の役なら染めて

も上げませう
張つてもあけませう

お形は何々おすきやら

後には雉子の嶋鳥前二は小松の総模様

其橋を渡るものやら

渡らぬものやら

茶やの娘が打たれた

こちらこんで打たれたあづま街道の

ちやんぼくないとて

打たれたは面目なしとて

身は沈む髪は浮きる

烏川へ身を投げた
小袖はほくれて流れた

流れ流るはやれきた止めよ
にし等が止めたら後生にそれきた止めよ
昔の友達知ったか知らぬか後生になる
四月八日の光り物

【別紙にて挿入】

北郷村大字樺崎・大月ノ教育沿革

北郷第三尋常小學校

一 明治六年小學校設立以前ノ初等教育

幕府時代ノ教育所

教育者

寺院、神官ノ居宅、富豪ノ隱居等

寺院ノ僧侶、神官、富豪ノ隱居等

ソノ人々、阿由葉金左衛門、松崎半六、神官橋本金十郎

阿由葉勝右衛門、新井某等

就學ノ概況

就学年令

男女共六七才ヨリ十三四才マデ

就學ノ歩合

全兒童ノ約五割

多クハ中産階級以上ノ家庭ノ子女

女子ノ就學セシハ極メテ少ク富豪ノ女子ニトドマレリ

二 明治六年小學校令施行當時ノ創設セシ學校

本校ハ大字田島ニアリシ

第一大區第四十番中學區第十四番小學區 敬業學校

ニシテ、大字大月ニ明治七年十二月本校ヨリ分立セシ

大月學校 ハ 修業舎

ト称シ第十三番小學區タリ、

第十四番小小學區樺崎學校 明治十年三月設立

敬業學校ノ分校ナリ

あとがき

本書は、大月小学校（作成時は北郷第三尋常小學校）に保管されている、大正六年四月作成の北郷村郷土誌で、以下の点に留意して読みました。誤りや文脈上で違和感のある部分等がありましたらご教示いただければ幸いです。

○ 原文に出来るだけ忠実に従いました。旧字体と新字体が入り交じっているところがあり

○ 誤字とと思われるものもそのまま載せ、下註にその旨を記載しました。

○ 文中に註が必要な部分についてはゴシック体で表記してあります。

○ 原文にはふりがなはありませんが、必要と思われる部分にはふりがなを入れました。

○ 原文は句読点がありません。便宜上読みやすいように句点を挿入しました。

平成二十五年五月

足利市立大月小学校長 中山俊彦